

平成 18 年 3 月 16 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産オフィスファンド投資法人
代 表 者 名
執 行 役 員 秋 山 安 敏
(コード番号: 8959)
問 合 せ 先
野 村 不 動 産 投 信 株 式 会 社
取締役ファンドマネジメントグループリーダー 緒 方 敦
TEL. 03-3365-0507

投資信託委託業者における組織変更及び人事異動に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である野村不動産投信株式会社(以下「野村不動産投信」といいます。)において、本日開催の取締役会において、下記のとおり組織変更及びこれに伴う重要な使用人の人事異動を決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 組織変更(平成 18 年 4 月 1 日付)

(1) 変更の内容

- ・「投資運用本部」及び「財務企画本部」を統合し、統合後の名称を「オフィス運用本部」とします。
- ・本投資法人以外の投資法人の運用を担当する部門として「レジデンス運用本部」を新設します。
- ・「オフィス運用本部」に「オフィス運用本部投資委員会」、「レジデンス運用本部」に「レジデンス運用本部投資委員会」を設置し、現行の「投資委員会」を廃止します。

(2) 変更の目的

- ・将来的に本投資法人を含む複数の投資法人の資産運用を受託することを想定し、各投資法人の利益を損ねることがないように、運用を受託する投資法人毎に、運用を担当する部門(オフィス運用本部、レジデンス運用本部)を明確に分離します。
- ・「オフィス運用本部」は、その用途が主としてオフィスである不動産等を投資対象とする本投資法人の運用資産の運用を行います。
- ・「レジデンス運用本部」は、その用途が主として居住施設である不動産等を投資対象とする、野村不動産投信が新たに設立を予定している投資法人の運用資産の運用を行います。
- ・「投資委員会」(投資法人の資産の投資・運用に係る重要事項を決定する機関)についても、利益相反を回避し、各投資法人の投資方針に沿った判断を機動的に行う体制とする

ため、「オフィス運用本部」及び「レジデンス運用本部」のそれぞれに設置します。なお、各本部の投資委員会は、代表取締役社長を委員長とし、それぞれの本部の本部長及びグループリーダー並びにコンプライアンス・オフィサーをもって構成されます。

- ・「コンプライアンス委員会」（法令の遵守状況の確認、利害関係人等（注）との取引等について審議する機関）及び「業務管理グループ」（常設のコンプライアンス担当部門）については、現行と同様に運用を担当する本部からは独立して設置され、オフィス運用本部及びレジデンス運用本部共通の機関としてコンプライアンス等に係る事項を一元的に管理・監督します。

（注）「利害関係人等」とは、「投資法人及び投資信託に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に定める利害関係人等及び利害関係人等がその資産の運用及び管理に係る助言等を行っている会社等をいいます。

なお、野村不動産投信は、平成 18 年 2 月 7 日付「投資信託委託業者における業務の方法等の変更の認可取得に関するお知らせ」において公表したとおり、複数の投資法人の資産運用を想定した上記の社内体制の整備について、平成 18 年 2 月 7 日付にて金融庁より投信法第 10 条の 2 の規定に基づく認可（業務の方法等の変更の認可）を取得しています。

（３） 新組織図

変更前（現行）及び変更後の組織図については、別紙をご参照ください。

2. 人事異動（平成 18 年 4 月 1 日付）

上記の組織変更に伴い、各本部の業務を統括する本部長として以下の者を選任します。

氏 名	新 役 職 名	旧 役 職 名
緒 方 敦	取締役オフィス運用本部長	取締役財務企画本部長
なつめ まさ とみ 棗 正 臣	取締役レジデンス運用本部長	取締役

なお、上記異動に関しては、投信法の規定に従い、重要な使用人の氏名の変更として金融庁長官に届け出ます。また、取引一任代理等の認可の条件に従い、重要な使用人の氏名の変更として国土交通大臣に届け出ます。

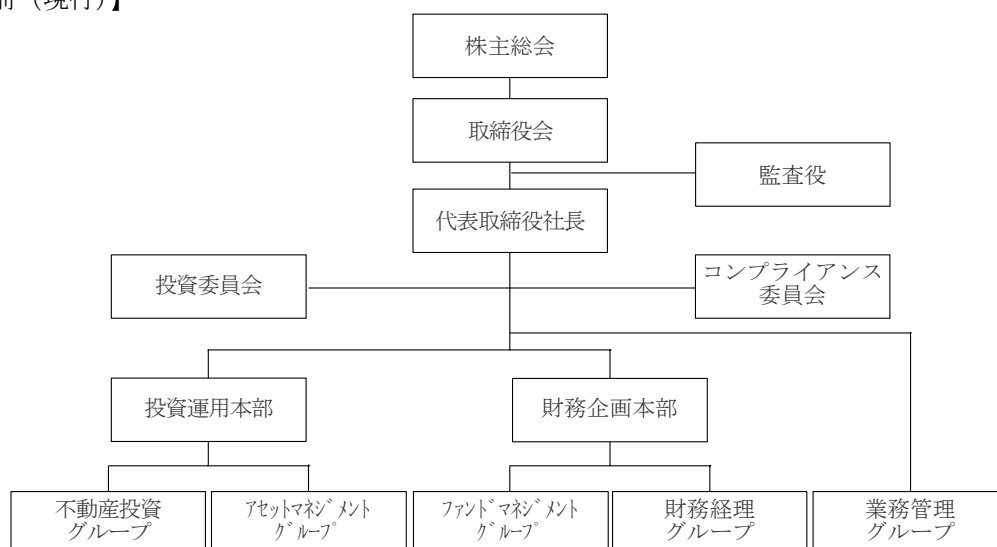
以上

＊ 本資料の配布先 ： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

別 紙

変更前（現行）及び変更後の組織図

【変更前（現行）】



【変更後】

